

グローバル・タックス・サテライト

国際部員が見たマレーシアの税務事情

国際部委員 三森れい子

第6回 マレーシア

マレーシアいよいよ消費税導入

1. マレーシアの特殊性

マレーシアは、最近同国の飛行機失踪事件で世界の注目を浴びましたが、日本人にはあまりなじみがない国のひとつでしょう。しかし実は、マレーシアから液化天然ガスを輸入し、太陽電池や自動車を輸出する日本は、中国、シンガポール、アメリカと並びマレーシアの取引国として5本の指に数えられているのです。マレーシア連邦はかつて英国の植民地であり、その民族構成は、人口約2,900万人（2010年統計）のうち先住少数民族を含むマレー系6割、華人系3割、インド系1割で、使われる言語はマレー語、英語、中国語、タミール語などですが、1957年の独立後、教育政策を英語からマレー語重視に転換し、現在公用語はマレー語です。

マレーシア憲法はイスラム教を連邦宗教として定めるも、信仰の自由も保障しています。マレー系人口とほぼ同じ6割がムスリム（イスラム教徒）と圧倒的で、他に仏教徒、キリスト教徒、ヒンドゥー教徒などがおり、住み分けが定着しているのか民族間あるいは宗教上の争いは見られません。とは言え、13州のうち9州に王様（スルタン）がいてそれぞれの州の王様が持ち回りで国王に就任する王政の国ですから、身分や貧富の格差を前提とする制度も多く、また、貨幣価値の相違もあり、行政、社会経済、税制いずれをとっても単純にわが国との比較の俎上に載せることはできません。実際、市場やレストラン、住宅家賃は日本の1/3から1/5くらいの価格だと実感します。

（注）2012年マレーシア統計では、日本への輸出総額約830億マレーシアリング（以下RMと表記、2,100億円）、日本からの輸入総額約624億RM（1,600億円）

2. マレーシアの税制

マレーシアに消費税が導入されると聞き、4月9日、通訳を伴って内閣歳入庁を訪ねると、消費税は間接税なので所管は間税庁（CUSTOMS DEPARTMENT）だと言われました。せっかくなので、直接税についての改正などを聞きたいというので、はるばる日本からやって来てよその国の税制が知りたいという日本人税理士と訝しく思われたようですが、相談室に招じ入れられ、所得税の担当官2名が法人所得税と個人所得税、不動産利得税について課税の仕組みと2014年からの改正点などを資料とHPを見せながら説明してくれました。

マレーシアの現行税制の概要はおおむね次の表1のとおりです。

	税率等	備考
直接税	法人所得税 25% ただし中小企業（資本金250万RM以下）は課税所得50万RMまでは20% 外国法人は25%	2016年からは消費税導入により各々から税率が1%軽減される予定である
	個人所得税 年間所得5000RM以下は非課税5000超については8段階2%~26% 非居住者は一律26%	2015年からは消費税導入により5000超については8段階税率1%~25%
	石油所得税	石油事業者のみ
資産課税	不動産利得税	
	道路税(車)	
	固定資産税	唯一の地方税
間接税	関税	輸入品
	物品税	従価方式 車酒たばこ奢侈品
	SST 売上税	5~10%の1段階課税 一定の課税対象物品の製造業者及び同物品の輸入業者
	SST サービス税	6%の1段階課税 一定の指定サービス提供者
	印紙税	証券・文書

（注1）2001年から自主申告制度で、期末から7ヶ月以内に申告する。また、予定納税制度があり、決算期末の1月前までに翌期の税額の見積額を計算し12月で割った税額を毎月10日までに納付する。この見積額は前期の85%以上でなければならず、しかも確定申告の際、実際の税額よりも予納額が30%以上不足していると加算金（不足額の10%）が課されるという驚くべき規定がある。大勢の人が並んでいる窓口があったが、期限前日なので混雑しているとい

うことであった。

（注2）個人も2004年から自主申告制度となり、翌年4月30日までに申告する。個人所得税は他のASEAN諸国の多くと同様、国内源泉所得のみ課税される。相続税・贈与税はなく、キャピタルゲインは原則非課税で、配当課税は2013年に廃止された。

（注3）不動産の譲渡益は原則非課税であったが、日本人を始めとする海外からの長期滞在者の増加も原因の一端なのか不動産が急激に値上がりしたため、2010年から、不動産投機を抑制するため表2のように毎年改正が行われてきた。また、不動産主体会社（不動産の総資産に占める割合が75%以上の会社）の株式処分についても2014年の改正により不動産利得税が課税されることになった。

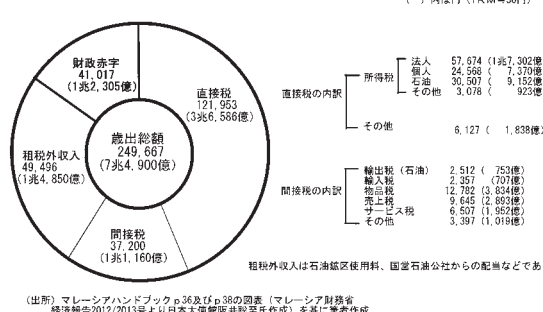
表2

2012年	2年以内	2年超5年以内	5年超	
法人				
個人	10%	5%	0%	
非居住者				
2013年	2年以内	2年超5年以内	5年超	
法人				
個人	15%	10%	0%	
非居住者				
2014年1月~	3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	6年超
法人	30%	20%	15%	5%
個人				0%
非居住者		30%	30%	5%

3. 2014年予算と消費税（GST）の導入

マレーシアも日本ほどではないにせよ財政赤字を抱えています（歳入グラフ参照）。

2013年度歳入208,650（6兆2,595億）の内訳



貧困層への補助金改革をメインとする歳出削減に取り組んでいますが、原油高騰による国内物価上昇に配慮して改革は道半ばで、歳入基盤の強化が課題でした。そんな中、2014年度予算のアピールポイントは、①経済活動の活性化②財政運営の強化③教育、訓練の強化④都市と農村開発のさらなる促進⑤国民の快適な生活の保証の5項目で、昨年10月25日に国王の承認を受けました。恒例の財務大臣予算演説について興味のある方は下記URLを。

http://www.thestar.com.my/News/Nation/2013/10/25/Budget-2014-PM-speech.aspx/ この5項目の実現のため上記の所得税等の改正を含め行われた改正の中で最も注目すべき点は、GST（Goods and Services Tax 日本の消費税と同じ多段階税率控除方式の付加価値税）が導入される運びとなったことです。

ついと言ったのは、前政権下で原案が浮上していたものの、国民には非常に不人気で延々と先延ばしにされていたからです。2009年大幅に議席を減らして誕生した与党連合のナジブ首相が、昨年、2回目の選挙で辛くも勝利したため、国民の合意を得たとして、現時点（入稿時）で法令化はされていないものの法案は国会を通過しました。開始時期は2015年4月1日から税率は6%です。

現行の間接税は、SST（売上・サービス税）というアメリカと同じ一段階の売上税で、税収全体の10%（2013年）程度です。導入後は、SSTはすべてGSTに一本化されることとなります。目下マレーシア財務省と間税庁は、国民にGSTを周知徹底させるため、国を挙げての一大キャンペーンを展開しています。

GSTの所管となる間税庁を訪ねました。マレーシア財務省と間税庁がPRのために作ったリーフレットには、GOODS and SERVICES TAXにひっかけて「GROW and SHARE TOGETHER（ともに

発展と負担を（筆者意識）」、「効率がよく実効性がある透明性の高い税制を目指して」「GSTは1950年代にフランスで初めて導入された制度で、今日では160か国以上の国が採用しており、ASEAN10か国の中で、マレーシア、ミャンマー、ブルネイだけが取り残され・・・」と説明されています。



リーフレットより

さらに、多段階仕入税額控除の仕組みがお馴染みの転嫁図を用いて解説されています。日本と異なるのは、帳簿方式でなくインボイス方式であることと毎月申告納付することです。年間売上高500万RM未満の課税事業者は3か月ごとです。

一方GSTは、米、野菜、小麦粉、砂糖、食用油、食肉、卵のような基本的な食品、電気・水道料金、輸出についてはゼロ税率、金融サービス、住宅の購入・賃貸、高速料金、医療、教育、公共輸送、農地等の売買などは非課税とされています。変わったところでは、乗用車の購入・賃借にかかった費用は仕入税額控除が認められていません。

個人、法人とも年間売上50万RM以上が納税義務者となります。課税事業を開始してから売上高が50万RMに達した時点で課税事業者になり、28日以内に間税庁に登録をしなければなりません。課税事業者の登録をした後で一定の要件に該当すれば登録の抹消をすることはできます。親切に対応してくれた間税庁職員のキルジャさんに、日本では便乗値上などがあったが、貴国では理論どおりに転嫁できて透明性の高い税制となればいいですねと、初めの税制なのでスタートしてみたいとどうなるかわからない」と笑い、「でもマレーシアには『便乗値上防止法』が並行して制定されています」と胸を張りました。

4. マレーシア財務省で

さて、GSTの導入に伴い、個人所得税で1~3%、法人所得税で1%税率が軽減されることになっていますが、今後、GSTの税率を上げることはないのか、所得税の減税と引換えに、GSTにどのくらいの税収を見込んでいるか、最後にマレーシアの霞ヶ関とも言うべきブトラジャヤにあるマレーシア財務省を訪ねました。アポなしにもかかわらず、GSTの広報グッズが陳列してある対策準備室のような部屋に通され、「日本には何度も行きましたよ」と間税本部長(?)のスハイミさんが現れました。GSTについていくつか質問すると、それについてはわが省のHP（www.gst.customs.gov.my）を見てくださいと言われてしまいました。その代わり、辞するとき、胸に大きく「GST」とプリントされたTシャツを気前良く3枚もプレゼントしてくれました。こんなこともあるので、会員の皆様もマレーシアに行かれる機会がありましたら、ぜひブトラジャヤを見学することをお勧めします。

以上、消費税を中心にマレーシアの新しい税制についてご報告しましたが、紙面に制約があり、報告として十分とは言えません。足で集めたホットな情報が取り柄ということでお許しください。

参考資料

- 「2014マレーシアハンドブック」
- マレーシア日本人商工会議所（JACTIM）
- 「MALAYSIA: BUDJET 2014 HIGHLIGHTS」
- BDO Tax Services Sdn Bhd
- 「2014 BUDJET COMMENTARY and TAX INFORMATION」
- CHARTERED TAX INSTITUTE OF MALAYSIA
- MALAYSIAN INSTITUTE OF ACCOUNTANTS
- The Malaysian Institute of Certified Public Accountants